

「犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方」に対する
市民意見の内容及び本市の考え方

平成30年2月
名古屋市

「犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する名古屋市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容につきましては、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また項目別に分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

1 市民意見の概要

(1) 意見募集期間 平成 29 年 10 月 23 日 (月) から 11 月 24 日 (金)

(2) 意見提出状況 意見提出者数：31 名 意見総数：83 件

提出方法	郵便	ファックス	電子メール	持参	合計
提出者数	7 名	12 名	12 名	0 名	31 名
件数	13 件	28 件	42 件	0 件	83 件

2 市民意見の内訳

項目	意見数
(1) 基本的な考え方全体について	13 件
(2) 基本理念について	1 件
(3) 定義について	4 件
(4) 市の責務について	5 件
(5) 市民等の責務について	1 件
(6) 新たな支援の概要について	
ア 相談・情報提供に関する事項	8 件
イ 経済的負担の軽減等に関する事項	7 件
ウ 精神的被害からの回復に向けた支援に関する事項	5 件
エ 市民の理解の増進に関する事項	7 件
オ 人材の育成に関する事項	6 件
カ 意見の聴取に関する事項	8 件
キ その他支援に関すること	18 件
合 計	83 件

(1) 基本的な考え方全体について 13件

- 条例制定に賛成です。
- 精神的被害や二次被害についても踏み込まれたことに高く評価します。
- 条例が犯罪被害者にとってより良いものになると良いと思います。
- 名古屋市の条例がこの先、大きく広がっていく基盤となっていくことを期待しています。
- 犯罪被害は誰しにも起こり得ることで、社会のセーフティネットとして非常に重要だと思います。
- 条例を制定し、新たな支援を始められるようで、とても心強く思います。
- 条例制定に踏み出したことは大変評価できると思います。

【市の考え方】

- ・犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けてさらに一歩踏み出すため、基本的な考え方に基づき条例を制定し、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進してまいります。

(2) 基本理念について 1件

- 犯罪被害者等基本法第3条1項の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」も省かず入れるべきである。

【市の考え方】

- ・ご意見いただきました内容については重要であると認識しています。犯罪被害者等基本法との整合性を図り、本市の条例としてふさわしい文言で規定することを考えております。

(3) 定義について 4件

- 「交通事故だから運が悪かった」等の犯罪被害者としての苦しみを理解されない言葉は、二重三重に被害者の方々を苦しめ回復への道を困難にするものです。
- 交通事件として認識していただきたく思います。犯罪であるという意識をもってほしいです。
- 交通事故も犯罪として、同じようにご支援くださいますようお願いします。
- 二次的被害ですが、この用語を二次被害に変更頂きたいです。

【市の考え方】

- ・本市における犯罪等の定義については、犯罪被害者等基本法と同様に、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等により処罰される交通事故についても犯罪として取り扱ってまいります。
- ・二次的被害については、犯罪等による直接的な被害以外の被害で、配慮に欠けた言動により傷つけられること、地域での噂話や誹謗中傷などが挙げられますが、例えば「噂話が更なる噂話をよぶ」など二次被害から更に派生する被害も含めて文言を整理させていただいております。

(4) 市の責務について 5件

- 保護観察所等々と連絡を密にし、被害者等の心情を理解させるよう指導・監督させてはどうか。
- 関係機関が連携できるように連携会議が重要だと思います。
- 基本理念にのっとり総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、また計画的に実施する責務を負うことを明示すべきである。
- 定期的な犯罪被害者支援基本計画の策定と検証を行うこと。
- 近隣地域の、そして全国の被害者支援の一層の拡充に繋がることを願います。

【市の考え方】

- ・基本理念には「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとします。」と掲げており、その基本理念にのっとり関係機関との適切な役割分担を踏まえて、必要な施策を策定し実施してまいります。
- ・犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し協力することは重要であると認識しています。関係機関で構成する愛知県被害者支援連絡協議会への参画をはじめ、さまざまな機会を捉えて顔の見える関係を構築し、適切な役割分担を踏まえて支援を円滑に実施してまいります。

(5) 市民等の責務について 1件

- 市民等の責務として、民間支援団体および犯罪被害者の団体・犯罪被害者が含まれる団体に対しても記載頂きたいと思います。

【市の考え方】

- ・ご意見いただきました民間支援団体等は関係機関として位置付けられるため個別に責務を規定することは予定しておりません。
- ・犯罪被害者等基本法第7条において「民間の団体その他の関係するものは、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」とされているように、市は民間支援団体等に対して支援のための施策が円滑に実施されるよう連携及び協力することを求めてまいります。

(6) 新たな支援の概要について

ア 相談・情報提供に関する事項 8件

- 窓口担当となる職員の方々には十分な研修やコンサルテーションを継続的に受けていただき、被害者心理について見識を持っていただけることを切に望みます。
- 窓口対応は、ゆっくりと分かりやすく話してあげて下さい、同じ質問や聞き直しを何度もするかもしれません。事務的ではなく、何度でも同じ説明してあげてください。目の前にいるのは心的混乱を起している人間なんだと認識下さい。
- 相談業務に精通した職員の配置と、市民に対する広報・周知を記載頂きたいと思います。
- 総合支援窓口を設置されるようですが、どうか十分な人員で、質の高い人材を配置されることを期待しています。
- 総合支援窓口では、被害者の方の個別的な状況と支援の必要性にたいねいに対応して下さることを願います。
- 3回程度までの無料法律相談の実施を期待します。
- 今まで取りこぼされてきた被害者への支援が可能になるよう連携をお願い致します。
- 1つの窓口で総合的に案内をしてもらえることを望みます。

【市の考え方】

- ・総合支援窓口では専任の職員を配置し電話や面談により、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関と連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供や助言を行うことを考えております。
- ・総合支援窓口に配置する専任の職員については、資格に拘らず、対人支援に長けており、かつ関係機関との調整能力を有していることが必要だと考えておりまして、採用後十分な研修を行い、犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて対応をしてまいります。

イ 経済的負担の軽減等に関する事項 7件

- 経済的な被害回復を盛り込んで頂けると国の施策の補完にもなり、被害者は助かると思います。
- 現状をフォローしていただけるような経済的支援を強く望みます。
- 弔意を示すものとして、また、被害者・遺族にとって勇気づけ・励ましとなるような見舞金・支援金制度になりますように、その支給に当たっては、心のこもった支給方法が取られることを、切にお願い致します。
- 支援金の支給を期待します。
- 損害賠償金が回収されるような仕組みができればいいと思います。
- 無利子での貸付金の創設を期待します。
- 病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護その他の日常生活支援のため、援助者の派遣、サービス利用費用の補助を期待します。

【市の考え方】

- ・本市の支援施策については、関係機関との適切な役割分担を踏まえて必要な施策を実施してまいります。
- ・経済的支援については国の犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、経済的に困窮される方に対して支援金を支給することや、遺族が損害賠償請求権に係る債務名義を取得したにも関わらず、賠償が受けられない場合に一定の見舞金を支給することを考えております。
- ・日常生活支援については、犯罪被害者等が精神的または身体的な事情等により、家事や介護や育児を行うことができなくなった場合に、犯罪被害者等をサポートするためのヘルパーを派遣することや、外出ができなくなった場合などに食事を届けることを考えております。
- ・これら支援施策の相談やご利用の手続きについては、総合支援窓口において、犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に対応してまいります。

ウ 精神的被害からの回復に向けた支援に関する事項 5件

- 精神的なケアを継続的に行っていただける仕組みがあると良いと思います。
- 日常生活への支援や心のケアを充実させてください。
- 長期に渡ってのメンタル支援を盛り込んで頂けると国の施策の補完にもなり、被害者は助かると思います。
- 心身の被害回復のために必要な医療、福祉の提供を確保するための施策の実施を期待します。
- 10 回程度までのカウンセリングの無料実施を期待します。

【市の考え方】

- ・総合支援窓口では、被害を受けられた時期を問わず、犯罪被害者等からの相談に応じてまいります。
- ・総合支援窓口の専任の職員では対応できない精神的な相談等に対しましては、関係機関と調整した上で、適切なカウンセリング等を実施する機関をご案内することを考えております。また、精神医療機関に受診された場合には、医療費の一部を支給することを考えております。

エ 市民の理解の増進に関する事項 7件

- 日本の法律では加害者の保護は厚く、犯罪被害者及び被害者家族のプライバシーはその日を境にして、まったく無くなってしまいます。犯罪被害者やその家族の立場に立った、行き過ぎた報道とならない様、第三者機関において、規制をしていただくことを望みます。
- 被害者の二次被害を防ぐための研修を開いてほしい。
- 「二次被害」が発生しないよう、行政には市民向けの講座や研修の機会を十分に設けていただくことを切に願っております。
- 犯罪被害者の中には交通被害者も含まれることを、しっかりと明記して広報してください。市民に広報する場合は、誰が読んでもわかる表現で、名古屋市でどんな支援が受けられるか、具体的にどんな二次被害が起こりやすいか、逆にどんな支援が必要かを示してください。
- 条例が出来ることにより、犯罪被害者に対する理解が進むことを切に願います。
- 事業者に対する広報啓発及び補助金の創設を期待します。
- どこに窓口があるのか、分かりやすく広報啓発されることを望みます。

【市の考え方】

- ・本市における犯罪等の定義については、犯罪被害者等基本法と同様に、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等により処罰される交通事故についても犯罪として取り扱ってまいります。
- ・市民や事業者におかれましては、犯罪被害者等の置かれている状況や二次的被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援について理解をいただくことは重要であると認識しております。
- ・このことは条例にも明記をして、本市広報媒体や市民向け講座を通して広報及び啓発をすることを考えております。

才 人材の育成に関する事項 6件

- 異動があることを考えれば、広く名古屋市の職員の方々全体に犯罪被害の問題について知っていただきたいと思います。
- 総合支援窓口の職員だけでなく、犯罪被害者等支援に関わる市役所・区役所の職員におかれましても、今まで以上に意識を持ってもらい、犯罪被害者の心情等の理解を深め、適切に対応いただけるように、これまで以上にしっかりした研修を行っていただくことを期待しています。
- すべての区で同じ支援が受けられるしくみ作りと担当者の意識改革が必要です。
- 支援を担う人材育成について、より一層力を入れていただきたいと思います。
- 啓発や支援者養成には今後も幅広く取り組んでいただきたいと思います。
- 支援者に対する研修、支援者の二次受傷防止のための相談体制の充実その他の支援の策定を期待します。

【市の考え方】

- ・本市の職員を含め、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援を行う人材の確保及び育成を図ることは重要であると認識しております。
- ・これまでも区役所の職員を対象とした研修等を行ってまいりましたが、このことは条例にも明記をして、より充実した研修等必要な施策を実施することを考えております。
- ・総合支援窓口に配置する専任の職員については、資格に拘らず、対人支援に長けており、かつ関係機関との調整能力を有していることが必要だと考えておりまして、採用後十分な研修を行い、犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて対応をしてまいります。

力 意見の聴取に関する事項 8件

- 継続的に、見直しや現状把握をしていただけたらと思います。
- 被害者の方の声を反映して数年ごとに見直しをしていただけるとありがたいです。
- 条文作成時に、最後に「意見の反映及び透明性の確保」を記載頂き、条例の改定時などに犯罪被害者等の意見が反映されることを希望します。
- 意見の聴取とありますが、そこにしっかりと予算をつけて各種関係機関や各区の担当者、被害者本人も参加する会議を定期的を開催し、名古屋市での支援の振り返りと今後の方針を決めてほしいです。
- 被害者ご本人の意見も個別レベルから汲みとり、支援施策に反映できるシステムを期待します。
- 有識者や犯罪被害当事者、市民代表で構成される協議会の定例開催も明示すべきである。
- 被害者の声や視点に基づく支援体制が維持されますようお願い致します。
- 当事者、関係機関への意見聴取を行い、定期的に検証、見直しが実施されることを望む。

【市の考え方】

- ・犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等や有識者その他市民からの支援に関する意見や要望等を把握し、施策に反映するように努めることは重要であると認識しております。
- ・条例施行後につきましては、法改正や国の基本計画の改定、犯罪被害者等の状況や意見を踏まえ、年限に縛られることなく施策を振り返り、関係機関との適切な役割分担のもと、必要な施策を策定し実施してまいります。

キ その他支援に関すること 18件

- 行政の力で多少なりとも被害者の方に対して援助・支援・理解・サービスの枠を広げて頂きたいです。
- 行政からの直接的な支援はもちろんありがたいことで、ぜひ質・量とも十分な支援メニューが設けられることを望んでおります。
- 利用が少ないから必要ないのではなく、被害者としてはそういった支援があること自体に安心感を持つのです。
- 「犯罪被害に地域差はなく、その支援に地域差があるのはおかしい」ということです。名古屋市におかれましては、まずは条例制定し、しっかりとした支援施策を設けた上で、それが全国スタンダードとなるよう、国に働きかけを行っていただきたいと思います。
- 犯罪の種類によって支援やサービスを分けることは絶対にしないでください。
- 犯罪被害種別に応じたきめの細かい支援をお願いします。
- どの被害者も「助けられた」と実感できる制度、運用となることを期待する。

【市の考え方】

- ・本市における犯罪等の定義については、犯罪被害者等基本法と同様に、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等により処罰される交通事故を含め全ての犯罪を対象といたします。なお、各支援施策につきましては、犯罪被害の種別によって除外することはせず、関係機関の支援施策等を踏まえ、一定の要件を設けさせていただくことを考えております。
- ・基本理念には「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとし、す。」と掲げており、その基本理念にのっとり関係機関との適切な役割分担を踏まえて、必要な施策を策定し実施してまいります。

- 住民票閲覧交付制限について、今後もっと増えると思うので、警察と連携して制限できる方法を考えていただきたいと思います。
- 被害を騙る者のチェック機能が必要と考えられます。
- 中長期の継続的な支援はもちろんのこと、事件当時は誰にも相談できず、そのまま時間が経過した事案等への支援にも備えていただきたいと思います。

【市の考え方】

- ・住民票閲覧交付制限につきましては、総合支援窓口で相談を受ける中で、犯罪被害者等からの要望があった場合には、当該窓口で必要な手続きを行うなど適切に対応することを考えております。
- ・支援施策をご利用いただく場合には、犯罪被害について客観的に確認することを考えております。
- ・総合支援窓口では、被害を受けられた時期を問わず、犯罪被害者等からの相談に応じてまいります。

- 民間の犯罪被害者支援団体、性暴力被害者支援ワンストップセンターへの助成金の充実、市の施設利用の提供その他の運営の支援を期待します。
- 住居に関わる支援策の拡充を期待します。
- 日常生活の手助けとなるよう、福祉の観点で、既存の福祉制度が利用できるよう、利用対象者を犯罪被害者等に拡大されることを望む。

【市の考え方】

- ・いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課
電話 052-972-3124
FAX 052-972-4823
電子メール a3124@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp